

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2022年6月8日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目 148番地

氏 名 株式会社東海鋳造所

代表取締役 石黒一彦

電話番号 0587-95-2186

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社東海鋳造所
事業場の所在地	愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目148番地
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	鉄鋼業：22
2 事業の規模	38億円
3 従業員数	129名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙②

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん
	排出量	5398 t	186 t
	(これまでに実施した取組) 鉍さいの再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん
	排出量	5000 t	160 t
	(今後実施する予定の取組) 鉍さいの再利用		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：鉍さい (ダスト、鋳物砂、スラグ) 取組：集塵機処理、磁選機処理、レキサー処理、散水処理)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
1 現状	【前年度 (2021 年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	鉍さい
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	2700 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	2900 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
1 現状	【前年度 (2021 年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	鉍さい
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	

	産業廃棄物の種類	鉦さい	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	ばいじん
	全処理委託量	2698 t	186 t
	優良認定処理業者へ の 処理委託量	t	t

		再生利用者への 処理委託量	2698 t	186 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	ばいじん
	全処理委託量	2500 t	160 t
	優良認定処理業者への処 理委託量	t	t
	再生利用者への 処理委託量	2500 t	160 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

※事務処理欄	
--------	--

(第6面)

備考

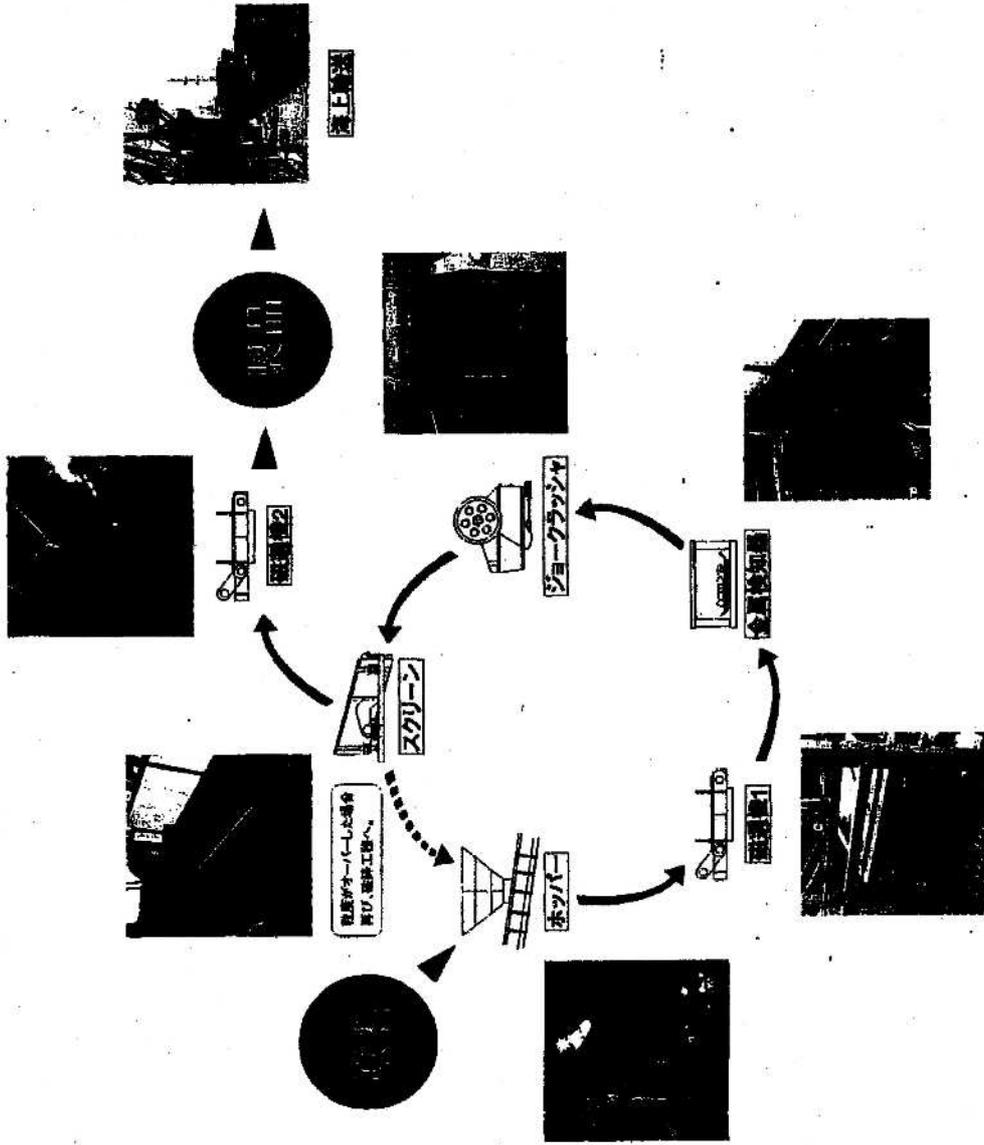
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





# NOMASUNAリサイクルセンター処理工程

- ① 鉄さい投入 ↓
- ② 第一磁選  
吊り下げ式磁選機No.1 ↓
- ③ 金属検知器 ↓
- ④ ジャークラッシュャー  
(破碎) ↓
- ⑤ スクリーン ↓
- ⑥ スクリーン上；再度②の工程へ ↓
- ⑦ スクリーン下；第二磁選  
吊り下げ式磁選機No.2 ↓
- ⑧ 製品ヤード ↓
- ⑨ 船舶にて海上輸送



海上輸送

吊り下げ式磁選機No.2

スクリーン

再度②の工程へ  
吊り、磁選機へ

ジャークラッシュャー

スクリーン

吊り下げ式磁選機No.1

金属検知器

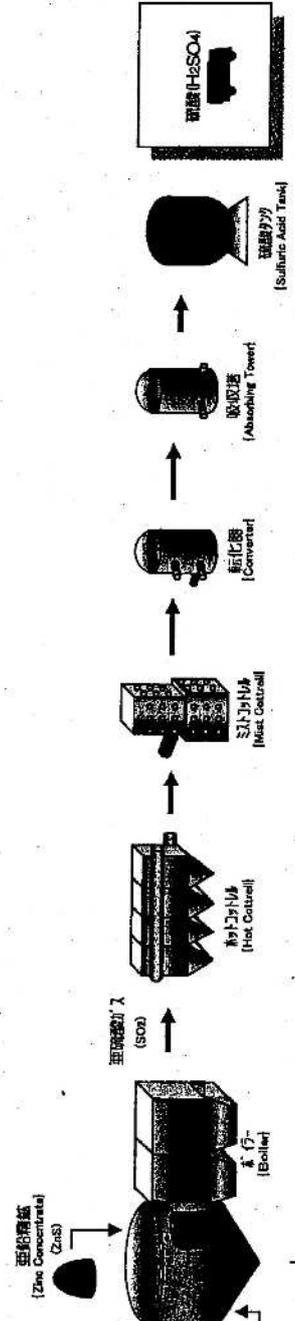
製品ヤード

船舶にて海上輸送

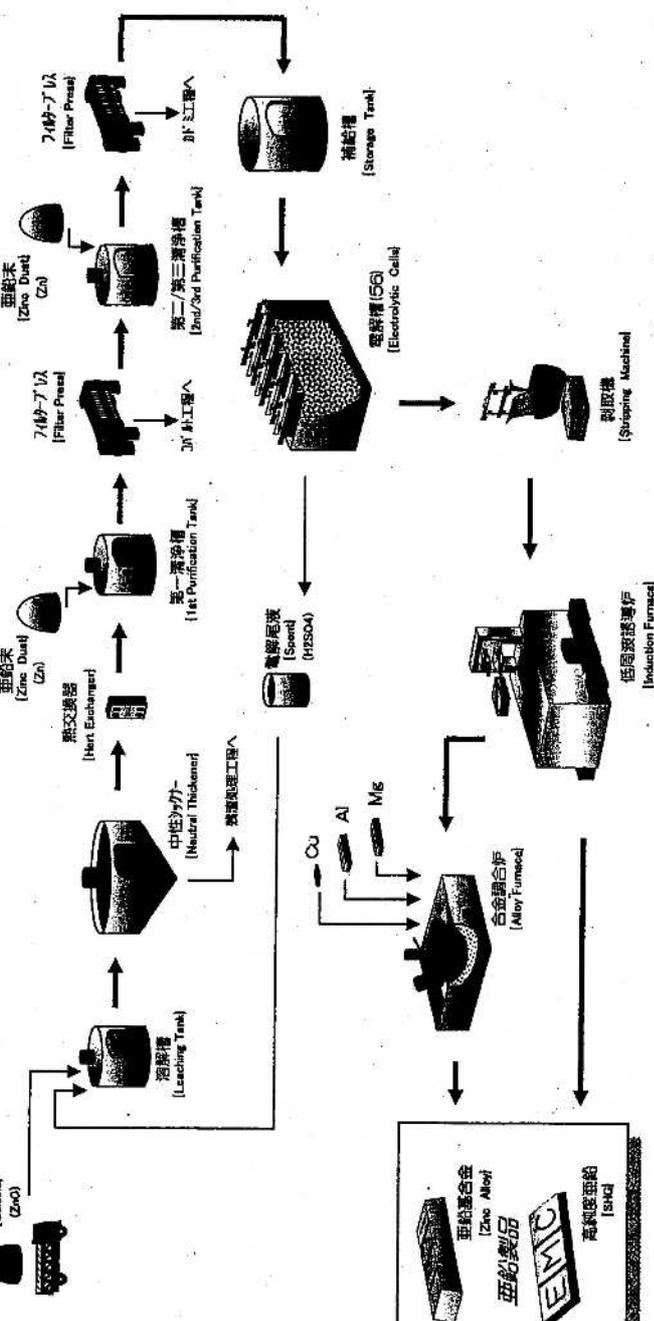
別紙① Finch 1

亜鉛製錬工場『亜鉛』ができるまで

硫酸焙焼係

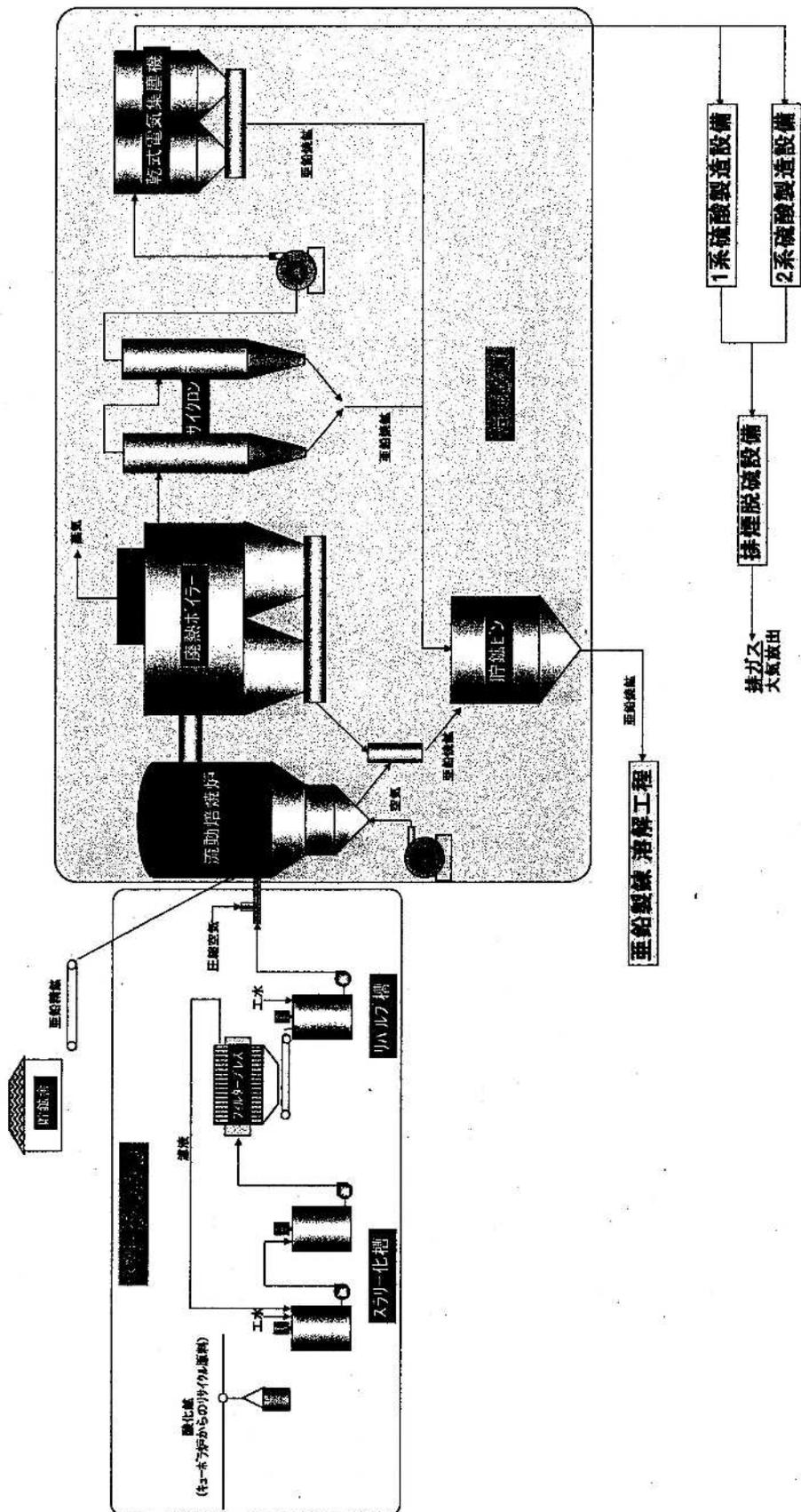


亜鉛製錬係





スラリー添加設備概略図





産業廃棄物の処理に係る管理体制

1. 責任者及び管理組織図

(株)東海建設所

統括責任者	所属：大口工場	職：氏名： 環境部長
廃棄物担当	管理担当者 人数： /	職：氏名
役割	安全衛生委員会	1) 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 2) 委員長－安全衛生委員長 委員－関連部署部長、組合関係者
	廃棄物処理統括責任者	1) 廃棄物処理方針の策定 2) 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 3) 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物担当	1) 廃棄物処理計画の作成 2) 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 3) 産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握 4) 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 5) 委託契約の締結 6) 産業廃棄物管理票の交付・管理（総務課） 7) 監督官庁への各種報告 8) 社員、関連会社に対する教育・啓発 9) その他関係する事項

2. 安全衛生管理組織図

